

Q&A業種別会計実務新シリーズ ② 証券

金融インダストリーグループ

トーマツではインダストリー活動の一環として、業種別の会計実務について研究を行っている*1。そこで、本誌において、各業種の概要及び特徴となる会計処理について新たに3回にわたり連載する。第2回となる4月号では、証券業について記載する。なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見である。

1 証券会社の業務

1996年の金融ビッグバン構想、2007年の金融商品取引法施行に伴い、証券会社の行う業務が拡大し、現在の証券会社は非常に多様な業務を行っている。証券会社の業務は金融商品取引法の各条文(第2条第8項等)において事細かに定められているが、ここではイメージを掴みやすくするため、以下の区分に従って証券会社の業務を分類する。

(1) 委託業務

委託業務とは、証券会社が顧客(投資家)から有価証券等の売買注文を受け、それを証券取引所等に取り次ぐという、証券会社の代表的な業務である。ブローカレッジ業務と呼ばれることもある。取り次ぐ金融商品としては、一般的に上場株式のイメージが強いが、公社債等の債券や上場デリバティブも取り扱っている。

金融ビッグバンに伴う手数料の自由化により、近年、委託業務からの収入が減少傾向にある。それとともに、取引執行や情報提供などの面において各種サービスの多様化が進んでおり、顧客ニーズに応じたサービスをどのように提供していくかということが証券会社にとっての課題となっている。なお、かつては電話による注文が中心だったが、近年はインターネット取引の割合が増加し、これに応じてネット証券会社の存在感が大きくなっている。

また、通常の委託売買のほか、証券会社が顧客に信用を供与して取引を行うという信用取引業務もある。

(2) 自己売買業務

自己売買業務とは、証券会社が自己資金を使って、金融市場において有価証券等の売買を行う業務であり、ディーリング業務とも呼ばれる。市場で売買を

して、売買差益を獲得するといったトレーディング業務以外にも、自ら保有する有価証券を顧客に売ったり、市場に流動性が乏しい(取引量が少ない)ときに自ら売買を行うことで流動性を供給したりする場合もある。近年、株式市場におけるアルゴリズム取引(コンピュータが株価や注文状況などに応じて自動的に売買を繰り返す取引)の主流化や、各種規制の厳格化といった周辺環境の変化によって、証券会社が収益を上げることが難しくなっている。

委託業務と異なり、自己売買業務では証券会社が自ら価格変動のリスクを取る(金融商品の価格変動により損益に直接影響を受ける)ため、自ら保有するポジションのリスク管理が非常に重要になる。

また、自己売買業務の付随業務として、現金担保付債券貸借取引(レポ取引)や現先取引がある。レポ取引や現先取引とは、おおまかに言えば、債券を貸し借りしたり、債券を担保に資金を貸し借りする取引のことである。レポ取引や現先取引は、資金や債券を調達・運用するという点で重要な取引であり、証券会社は多くのレポ取引や現先取引を行っている。

(3) 引受け・売出し業務及び募集・売出し業務

引受け・売出し業務とは、企業や地方公共団体などが株式や債券を新たに発行したり、すでに流通しているものを売ったりする場合に、証券会社がそれらを買取り、投資家に売る業務である。アンダーライティング業務とも呼ばれる。

他方、募集・売出し業務とは、企業や地方公共団体などが株式や債券を新たに発行したり、すでに流通しているものを売ったりする場合に、証券会社が投資家に向けて勧誘を行う業務である。セリング業務とも呼ばれる。

どちらも企業等の円滑な資金調達を支援する業務ではあるが、引受け・売出し業務では売れ残った部分の全部又は一部を証券会社が引き取らなければならないのに対し、募集・売出し業務では証券会社は発行会社からの委託を受けて販売するだけであるため、売れ残った場合でも引き取る必要がない。

*1 「Q&A業種別会計実務シリーズ」として2014年3月に、新たに3冊が出版される予定である。

(4) その他の業務

証券会社は上記以外にもさまざまな業務を行っているが、ここでは主要な例として投資銀行業務を紹介する。

投資銀行業務とは、米国のInvestment Bank（投資銀行）という言葉が基となっており、証券会社が顧客企業に対して行う、①資金調達方法の提案、②企業買収の調査・提案、③証券化スキームの組成などを指す。従来は欧米の金融機関が強い分野であったが、近年では日系証券会社の存在感も高まってきている。

2 委託手数料の会計処理

(1) 「媒介」、「取次ぎ」及び「代理」

金融商品取引法は、第28条第8項で「有価証券関連業」を定めており、第1号、第2号及び第6号で「媒介」、「取次ぎ」及び「代理」という言葉が使用されている。金融商品取引法に定義はないが、これらには以下のような違いがある。

① 「媒介」

「媒介」とは、一般に、個人間の契約の成立に第三者が尽力する行為をいう。金融商品取引業者が行う「媒介」とは、有価証券等の売買の仲介を行うことであり、媒介の場合には、証券会社は有価証券等の売買又はデリバティブ取引等の契約の当事者にはならない。

② 「取次ぎ」

「取次ぎ」とは、自己の名前をもって他人の計算において売買等をするをを引き受ける行為である。証券会社が、金融商品取引所に上場される有価証券の顧客からの売買注文に従い、証券会社の名をもって注文を出し、取引を執行する業務は「取次ぎ」に該当する。

③ 「代理」

「代理」とは、民法第99条第1項に「代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。」とあるように、本人自身に代わって一定の限られた法律行為を行い、その効果を直接本人に帰属させる制度に基づく行為である。

証券業で「委託取引」といえば、金融商品取引所に上場する有価証券の顧客からの売買注文を、証券会社の名前で金融商品取引所で執行する「取次ぎ」業務を指すことが一般的であり、この委託取引からの手数料が証券会社の計上する「委託手数料」の主なものである。本稿では、金融商品取引所での有価証券の売買等の「取次ぎ」及びその手数料に焦点を

置き、追加的な説明を行う。

(2) 取引参加者について

金融商品取引所で自己及び顧客の有価証券の売買等を直接行うことができるのは、金融商品取引所の取引参加者としての取引資格を有する証券会社、又はその他の登録金融機関のみである。金融商品取引所に取引資格の申請を行い、資格取得審査を経て、取引所より承認を受けた者が取引参加者となる。例えば、東京証券取引所の取引資格には、以下の4種類がある。

- 総合取引資格
- 国債先物等取引資格
- 指数先物等取引資格
- 有価証券オプション取引資格

東京証券取引所で株式の売買を直接行うためには、東京証券取引所に上場するすべての有価証券の売買とデリバティブ取引を行うことができる資格である「総合取引資格」が必要となる。

取引参加者以外の証券会社が顧客の注文を執行するためには、取引参加者である証券会社等に顧客の取引を委託する。

(3) 委託手数料の料率について

一般に委託手数料は、顧客の売買取引の約定代金に応じた手数料率を用いて計算される。かつて株式等の委託手数料の料率は金融商品取引所が規定していたが、1999年10月に完全自由化された。

手数料自由化のなか、現在は、約定代金が大きくなるにつれ手数料率が逡減するような方式をとる証券会社等が多くなっている。顧客からの注文の方法も、対面、営業店への電話、コールセンター、インターネット、Eメールなど様々な方法が提供されている。注文方法や投資情報サービス等において選択肢を揃え、幅広いサービスを提供する大手証券会社から、インターネット取引に特化するネット証券と呼ばれる証券会社まで、様々な形態の証券会社がある。証券会社は、顧客の取引を活性化し委託手数料収益を伸ばすため、顧客のニーズを探り、サービスに応じて手数料率を設定している。

(4) 委託手数料の計上時期について

日本証券業協会が公表している「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（以下「統一経理基準」という。）は、委託手数料の計上時期について、「金融商品取引所における約定日（信用取引に係る委託手数料については、新規建玉又は反対売買の約定日に各々計上する。）、又はこれに準じる日。（統一経理基準Ⅱ）」を原則としている。したがって、証券会社は、顧客の売注文又は買注文の約定が成立した日に、以下の仕訳を行い、収益を認識する。

【委託手数料の計上】

顧客からの株式の売注文を取引所に取次ぎ、

120千円の委託手数料を受け取る。手数料の決済は約定日の3営業日後である。

● 約定日

(単位：千円)

(借) 未収収益	120	(貸) 委託手数料	120
----------	-----	-----------	-----

なお、統一経理基準は、この原則のほか「受入手数料及び支払手数料の認識については、ブローカー業務を主たる業務とする会員においては、業務内容の変更があった場合を除き、継続的に適用することを要件に、受渡基準に基づき経理処理することができる。(統一経理基準Ⅱ)」として、例外も認めている。受渡基準とは、証券及びその売買代金が決算される「受渡日」にて手数料を認識するということがある。この場合は、「委託手数料」の相手科目は、「未

収収益」ではなく、「現金」又は「顧客からの預り金」となる。

(5) 顧客との手数料の決済について

取引所との受渡日に顧客との決済も行われる、上記の例の場合、証券会社の仕訳は以下のとおりである。なお、受渡日において、顧客の勘定元帳には有価証券の入庫又は出庫、及び代金の受払いが記帳される。

【顧客との手数料の決済】

(単位：千円)

(借) 現金(※)	120	(貸) 未収収益	120
-----------	-----	----------	-----

※：又は「顧客からの預り金」の場合もある。

以上

トーマツ Webサイト 会計監査トピックス・『会計情報』のご案内

<http://www.tohmatu.com/ek/>

トーマツグループ公式サイトでは、創刊以来37年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 解説記事 : 国内会計基準・米国会計基準の最新情報を解説
- 会計監査の歴史・しくみ : 会計監査の歴史・しくみや公認会計士の仕事について解説
- 会計・監査用語集 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について分かりやすく解説
- 出版物 > 『会計情報』 : 月刊誌『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載